

2019年12月11日
電力広域的運営推進機関

新福島エリアのリプレイス案件系統連系

募集プロセスの開始について

本機関は、2019年10月24日に当該リプレイス対象廃止計画を公表しております。公表したリプレイス発電設備について、リプレイス案件系統連系募集プロセスの開始公表に伴う準備が整ったことから、新福島エリアにおいてリプレイス案件系統連系募集プロセス（以下「本プロセス」といいます。）を開始いたしました。

本プロセスの概要につきましては、別紙をご参照ください。

＜プロセス対象送電系統及び廃止する発電設備の最大受電電力＞

プロセス対象送電系統：新福島変電所500kV母線以下の系統

廃止する発電設備の最大受電電力：430.9万kW

接続可能量：当該発電設備の廃止を踏まえた接続可能量については、別途募集要綱にてお示しいたします。

今後、本機関は、本プロセスの募集要綱を策定し、公表いたしますので、本プロセスへの参加を希望される系統連系希望者は、募集要綱にしたがって、本プロセスに応募ください。

[リプレイス案件系統連系募集プロセスに関する問合せ先]

電力広域的運営推進機関

https://www.occto.or.jp/contact/replace_boshu-form.html

[リプレイスを行う発電設備等の廃止計画の公表について]

http://www.occto.or.jp/access/replace_process/replace_haishi_keika_ku.html

以上

新福島エリアのリプレース案件系統連系募集プロセスの概要

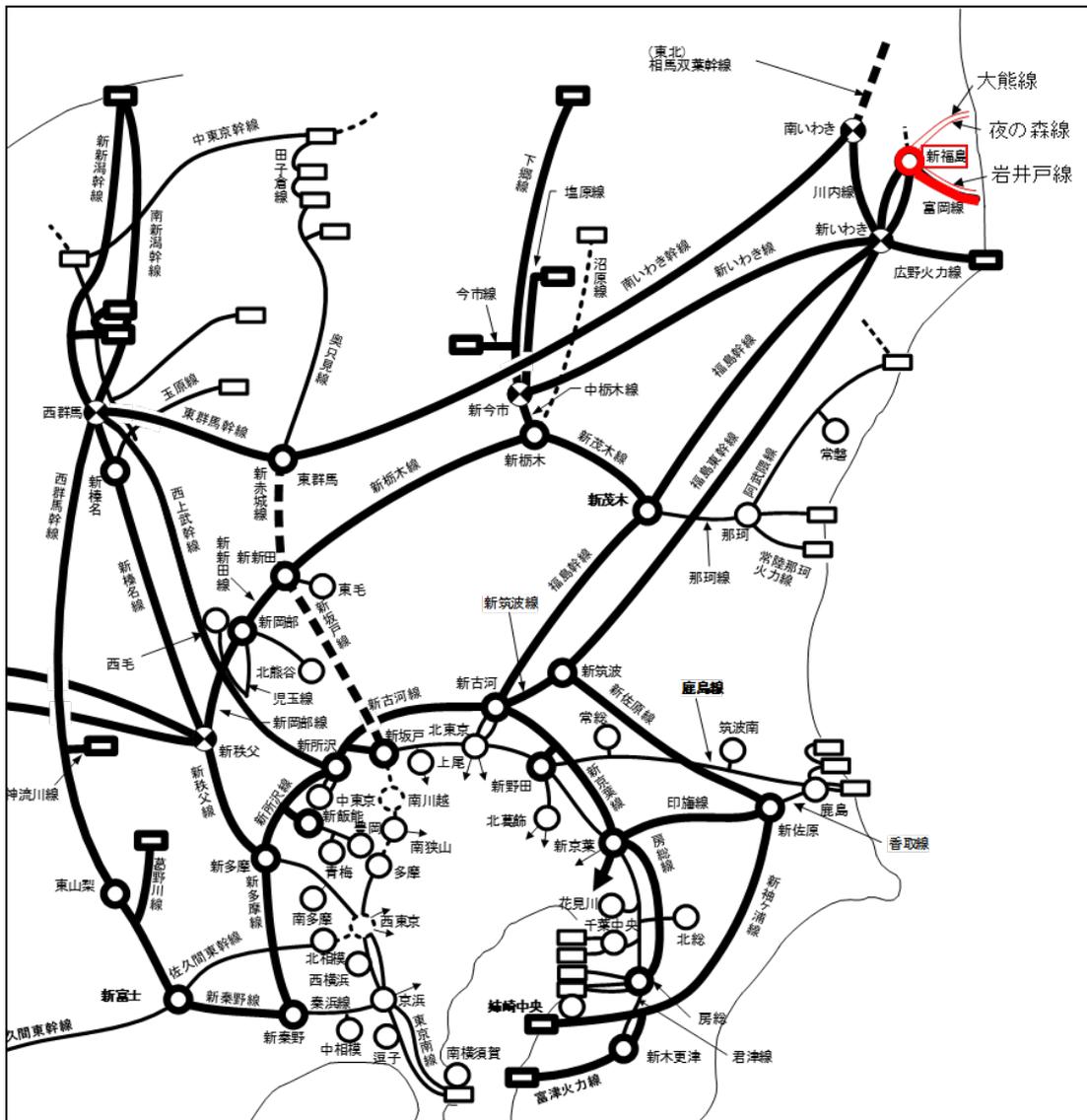
1. スケジュール

・検討中

スケジュールについては、募集要綱公表に向け、現在検討中のため、決まり次第、速やかに公表いたします。

2. 本プロセスの募集対象となる送電系統

プロセス対象送電系統：新福島変電所500kV母線以下の系統



上図の朱記設備への系統連系のご相談については東京電力パワーグリッド株式会社にお問い合わせください。

3. 本プロセスの募集対象となるエリア

募集対象となるエリアについては、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域外となります。

なお、当該エリアは電気事業法第24条の対応が必要となる場合があります。

参考：電気事業法第24条

一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般送配電事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

以上